

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

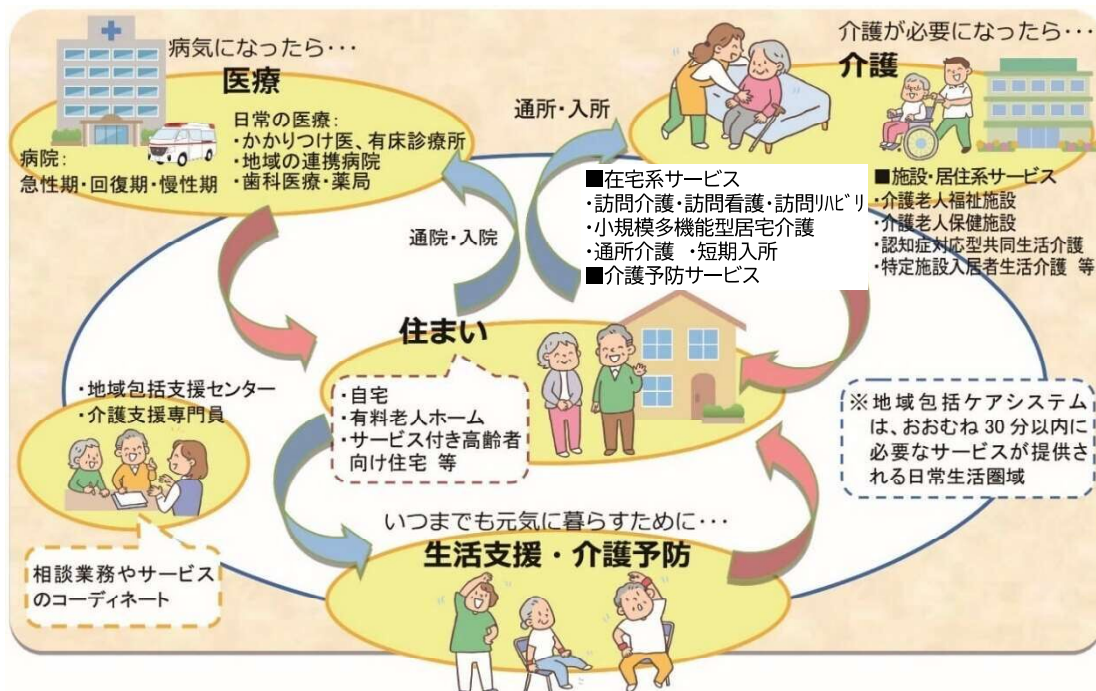
わが国は、これまで「地域包括ケアシステムの構築」の目標としてきた、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎えることとなりますが、生産年齢人口の減少傾向が加速する中で、後期高齢者人口は今後も増加していくことが見込まれています。また、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

また、単独世帯や夫婦のみの世帯の増加や医療と介護の双方のサービス需要が更に増加するとともに、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者への支援等、複雑化・複合化した課題を持つ高齢者世帯への対応が必要となるため、医療・介護の提供体制の充実や包括的な支援体制の構築が求められています。

本市では、「第七次くだまつ高齢者プラン」（以下「第七次計画」という。）を策定し、「住み慣れた地域で、できる限り自立し、つながり、共に支え合い、安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念に掲げ、市民一人一人の暮らしや生きがい、地域を共につくる地域共生社会の実現に向け、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

この度、本市のこれまでの取組の達成状況や課題などを踏まえつつ、だれもが住み慣れた地域で市民一人一人が支え合う地域共生社会を実現するため、「第八次くだまつ高齢者プラン」（以下「第八次計画」という。）を策定しました。

《地域包括ケアシステムのイメージ》



2 国の動向(社会保障審議会介護保険部会)

基本指針の構成について(見直しのポイント)

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、地域住民や多様な主体による介護予防、日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援などを担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術の活用

- 介護事業者間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化の推進

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性の向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- 介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

3 計画の位置づけ

(1)計画の位置づけ

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に定める「地域包括ケア計画」に位置づけます。
- 地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月法律第65号）に定める「認知症施策推進計画」に位置づけます。

(2)関係計画との整合性

- 国の定める基本指針、「第八次やまぐち高齢者プラン」と整合性を図りました。また、2019年（令和元年）に閣議決定された認知症施策推進大綱と整合性を図り、2023年（令和5年）の認知症基本法及び今後策定される認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進します。
- 第八次計画は、本市の基本計画である「下松市総合計画」（2020年度（令和2年度）策定）を踏まえ、地域福祉を総合的に推進するための「第四次ふくしプランくだまつ（下松市地域福祉計画）」（2020年度（令和2年度）策定）を上位計画とする、高齢者福祉分野を総括する個別計画です。
- また、保健福祉分野の関連する個別計画である「下松市障害者総合計画（障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画）」（2020年度（令和2年度）策定）、「健康くだまつ21（第三次下松市健康増進計画・第三次くだまつ食育推進計画）」（2022年度（令和4年度）策定）等、各種計画と整合性を図りました。

4 計画の期間

本計画の期間は、2024年度（令和6年度）を初年度とし、2026年度（令和8年度）を目標年度とした3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えた中長期的な視点に立った計画とし、介護保険サービスの利用者数や保険料などを見込みました。

年度 計画名	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
下松市総合計画 (計画期間:10年)	総合計画 (2021年度～2030年度)									
ふくしプランくたまつ (計画期間:5年)	第四次計画 (2021年度～2025年度)					第五次計画 (2026年度～2030年度)				
くたまつ高齢者プラン (計画期間:3年)	第七次計画 (2021年度～2023年度)			第八次計画 (2024年度～2026年度)			第九次計画 (2027年度～2029年度)			

5 計画の策定体制

(1) 下松市高齢者保健福祉推進会議の開催

第八次計画の策定にあたり、保健、医療、福祉団体や公募委員、地域住民などで構成する下松市高齢者保健福祉推進会議を設置し、計画の内容を検討しました。

■ 第八次計画策定スケジュール	
令和5年7月20日	第1回下松市高齢者保健福祉推進会議
令和5年11月9日	第1回地域包括ケア推進部会
令和5年11月10日	第1回介護保険部会
令和5年11月30日	第2回下松市高齢者保健福祉推進会議
令和6年1月25日	第2回地域包括ケア推進部会
令和6年1月26日	第2回介護保険部会
令和6年2月22日	第3回下松市高齢者保健福祉推進会議

(2) アンケート調査の実施

高齢者とその家族のニーズを把握するとともに、地域の課題を明らかにして計画に反映するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を実施しました。（調査結果の概要はp.36～p.47参照）

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査目的	・高齢者の暮らしや健康状態、地域課題の把握 ・効果的な介護予防政策立案と効果評価の実施
調査対象	65歳以上の市民（要介護1～5の認定を受けている市民を除く） 1,600人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
調査期間	2023年（令和5年）1月5日～2月13日
有効回収数（回収率）	1,202票（75.1%）

イ 在宅介護実態調査

調査目的	・要介護者の生活状況や介護者の就労状況等の把握 ・効果的な支援、サービスのあり方検討
調査対象	認定有効期間が、2022年（令和4年）11月1日以降の要支援・要介護認定者のうちの在宅生活者
調査方法	調査員による聞き取り
調査期間	2022年（令和4年）9月～2023年（令和5年）5月
有効回収数（回収率）	422票（100.0%）

(3) パブリックコメントの実施

計画素案を広く市民に公表し、意見募集（パブリックコメント）を行いました。

実施期間	2023年（令和5年）12月15日から2024年（令和6年）1月15日まで
実施方法	市ホームページ等における公表

6 計画の点検

高齢者保健福祉事業の実施状況、介護給付費の推移及び介護保険財政の運営状況などについて、毎年、分析・評価を行いながら取組状況を点検します。

また、計画を推進する上での課題などは、関係者の意見を聞きながら適切に対応します。